（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式（第二十一条関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式**（第二十一条関係）　（日本産業規格Ａ４）
業務及び財産に関する報告書	業務及び財産に関する報告書
第　　期（　　年　　月　　日から 　　年　　月　　日まで）	第　　期（　　年　　月　　日から 　　年　　月　　日まで）
金融庁長官　殿	金融庁長官　殿
提出者　住　所 商号又は名称 代表者の氏名	提出者　住　所 商号又は名称 代表者の氏名
（記載上の注意） ［略］ ［１～８　略］ ９　その他特記事項 ［表略］ （記載上の注意） 取引情報蓄積機関の役員が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、取引情報蓄積機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。	（記載上の注意） ［同左］ ［１～８　同左］ ９　その他特記事項 ［同左］ （記載上の注意） 取引情報蓄積機関の役員が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、取引情報蓄積機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暗号資産交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（暗号資産交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第三十二条　［略］	**第三十二条**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、暗号資産交換業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により暗号資産交換業関連苦情の処理又は暗号資産交換業関連紛争の解決を図ってはならない。	３　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人	三　［同上］
イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ロ　［略］	ロ　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	